

○総務省告示第百五十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

必 出 添		必 出 欄	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 [同左]	
項目	コード	項目	コード
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第7項</u> 及び <u>第9項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F C	設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第6項</u> 及び <u>第8項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F C
設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第8項</u> 及び <u>第9項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F B	設備規則第49条の29の2第1項、 <u>第7項</u> 及び <u>第8項</u> においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	B W A N F B
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 1 R	設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 1 R
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N 1 R C		
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G 1 R C		
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通	T D N 2 R C		

信を行う無線局の無線設備			
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G 2 R C		
設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備	F D N R	設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備	F D N R
設備規則第49条の6の13第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）に規定する陸上移動局の無線設備	F D N R R C		
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R	設備規則第49条の29の2第1項、第3項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R
設備規則第49条の29の2第1項、第4項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R R	設備規則第49条の29の2第1項、第4項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A N R R
設備規則第49条の29の2第1項、第5項及び第9項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	B W A R C		
[略]	[略]	[同左]	[同左]
備考 表中 [] の記載は出典による。			